

# 「片親除外」という 児童洗脳 同法の黒い面

池田良子  
ジャーナリスト

## 最高裁「三つの過ち」

本年七月八日、EU議会は「日本人による実子誘拐・面会交流妨害禁止」などを要請する対日決議を採択したが、外務省は会見でその決議内容を全否定した。

前回(『Hanada』六月号)、外務省と日弁連が共催で、パリで開催したセミナーにおいて、芝池俊輝弁護士がフランス在住の日本人(主に母親)に対しハーグ条約の抜け穴を説明し、日本に子どもを「誘拐」する手法

を指南したことを告発した。

ハーグ条約とは、前回説明したと

おり、正式には「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」と言

い、国際的な実子誘拐問題を解決するため、子どもの元居住国への返還手続や親子の面会交流(別居・離婚

関係を断ち切る気はないようだ。「実

子誘拐」を推進するのは外務省だけではない。

本年四月十六日、この芝池弁護士の指南どおりにやれば、「実子誘拐」が成功することを確認できる判決が最高裁で出た。

後に、子どもと離れている親が子どもと会うこと)の実現などについて定めたものだ。日本は二〇一四年に加盟している。

この裁判では、二〇一六年、日本の母親が子どもをロシアから連れてい日本に入国したケースが争われた。ロシア人の父親が条約に基づき子どもの返還を申立て、調停で子どもをロシアに戻す合意が成立した。

## ◎「実子誘拐」告発キャンペーン第4弾！



「養育費不払いの速やかな解消に向けた提言」を申入れた自民党女性活躍推進本部。  
（写真提供／時事）

しかし、その後、子どもが「行きたくない」と主張していると母親が訴え、調停の不成立を求めたところ、最高裁は「調停による合意は変更できる」と判断。母親の訴えを退けた二審東京高裁決定を破棄し、子どもの

返還拒否を決定。審理を高裁に差し戻した。

裁判官らは三つの問題ある判断をすることで、「実子誘拐」を認める結論を導き出した。

その三つとは、ハーグ条約の抜け穴を作った「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（国内実施法）」の悪用、「子の意思」の事実認定におけるデュー・プロセス（適正手続の保障）違反、「法の支配」の放棄である。以下、一つずつ詳細を検討する。

### ハーグ条約に仕掛けた罠

前回、日本政府がハーグ条約の国内実施法を制定する際に細工をし、返還拒否理由にハーグ条約に全く規定のないDV（配偶者暴力）を入れたことを指摘した。

しかし、細工したのはそこだけで

はない。国内実施法を見ると、「家事事件の手続に関する特則」なる章を設けて調停の手続を規定している。この規定は、ハーグ条約の趣旨に明らかに反する。

たとえば、ハーグ条約は、子どもが連れ去られた国の裁判所などが、子どもの返還決定を迅速（原則六週間以内）に行なうことを義務付けるとともに、子どもの監護権についての決定を行うことを禁じているが、これらの規定に明らかに抵触する。

芝池弁護士は、上記のセミナーで次のように述べている。

「ハーグの裁判が起こされると、基本的に日本の裁判所は、調停っていうのを開きます。夫も基本的には日本に来て話し合いをします。仮にフランスに戻った場合には、お母さんどうやって生活しますか、子どもをどうやって監護しますかってことを

考えさせられます。仮に日本に残つた場合には、お父さんどうしますか、日本に会いに来ますか、子どもさんとどうやつて会いますかってことを問いかれます。そんなことを時間かけてやるんです。

なので、実際、ハーグ裁判で決まるわけではなくて、話し合いをするなかで、良い条件、いい取り決めをして、戻るなり戻らないことをしていく、というのが日本の裁判所、日本のハーグの事件の特色なんです」この芝池弁護士の発言のとおり、日本の裁判所は国内実施法を悪用し、調停の場で監護権について時間をかけて決定している。この点、「裁判所は、国内実施法がハーグ条約を骨抜きにしたものと知らずに忠実に適用しているだけであって、悪用しているなどと非難される筋合いはない」との反論があるかもしれない。

しかし、実はそうではない。ハーグ条約を骨抜きにする国内実施法を作りにあたり、主な役割を担つたのは裁判官だからである。

## 最高裁の「自作自演」

どういうことか。

判檢交流という言葉をご存じだろうか。裁判官が検察官に身分を変え、行政の職員になる制度のことを言え、行政の職員になる制度のことをお陰で、法務省民事局の幹部の大半は裁判官で占められている。

そして、国内実施法は、法務省民事局が外務省とともに原案を作成し、国会に提出したものである。つまり、裁判官が事実上、国内実施法を作成したのだ。

この法律は、国際的な「実子誘拐」事件であっても裁判官が引き続き日本裁判所ルールで処理できるよう

規定するとともに、裁判官が解釈と称し恣意的に運用できる余地を数多く含んだ規定となつていて。裁判所にとつて極めて有利な法律となつていることは偶然ではない。いずれ裁判所に戻る出向者が、裁判所で使いやすい法律にするのは当然である。

また、最高裁事務総局にいた経験のある瀬木比呂志元裁判官が「日本の裁判所の最も目立つた特徴は、事務総局を中心体制であり、それに基づく、上命下服、上意下達のピラミッド型ヒエラルキーである」と述べているように、法務省に出向している裁判官は最高裁のコントロール下にある。したがつて、この骨抜きになつた国内実施法作成過程に最高裁の意向が反映しているのは疑いない。

最高裁の裁判官らは、国内実施法の調停の規定を根拠に子どもの返還拒否を決定した。この判決は、最高

裁による自作自演と言つてよい。

このロシア人の父親の一番の失敗は、調停に応じたことである。裁判官らも、さすがにハーグ条約違反の調停条項をそのまま国内実施法に入れることはできなかつた。

そこで、両者の「合意」があれば調停できると規定した。したがつて、

この父親は母親側の調停の提案に応じることを規定した。したがつて、

じなければ良かつたのだ。  
話し合いもせず子を誘拐した配偶者が、話し合いを提案してきたことに疑問を持たず、提案に応じてしまふお人よしは騙されて泣きを見るのが「日本の裁判所、日本のハーグ事件の特色」である。

## 片親疎外という児童虐待

この最高裁判決の第二の問題は、「子どもが『行きたくない』と主張したこと」を理由に返還拒否決定をした点である。

これは一見問題なさそうに見えるだろう。ハーグ条約にも、「子が返還されることを拒み、かつ、その意見を考慮に入れることが適当である年齢及び成熟度に達していると認める場合には、子の返還拒否が可能」との規定がある。

しかし、前述のように、ハーグ条

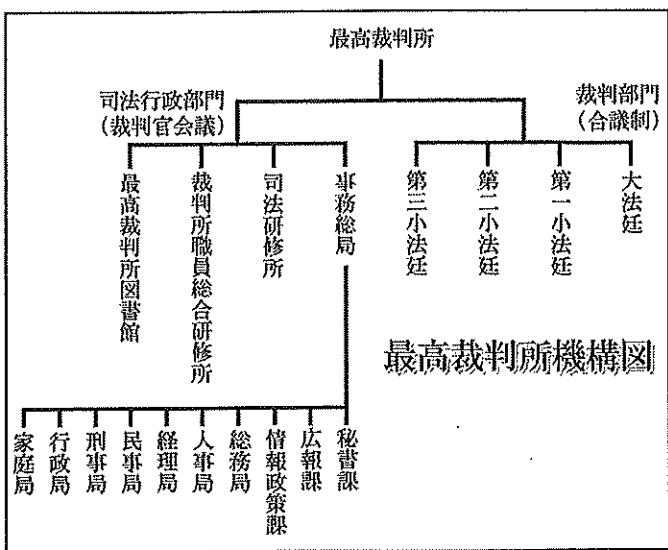
約は原則六週間以内に返還決定をすることを前提としている。ハーグ条約は、調停などにより何年も親子が引き離された状態になることを想定した規定になつていらない。

数週間しか一方の親から引き離されていないのであれば、「その親と会いたくない」との子どもの意思を額面どおり受け取つても問題ないが、そうでない場合、「子の意思」については極めて慎重に判断しなければならない。

この事件では、日本人の母親は最高裁判決の四年前にあたる二〇一六年に子どもを連れて来日している。子どもが「行きたくない」と発言したのがいつかは分からぬが、調停終局後に言い出したということだから、誘拐後、半年以上経過しているのはほぼ間違いない。

とすれば、「片親疎外」となつている可能性が高い。「片親疎外」のおそ

## ◎「実子誘拐」告発キャンペーン第4弾!



れがあるケースでは、精神科医や臨床心理士などの専門家からの意見を踏まえなければいけないが、報じられている記事を見る限り、そのような手続きを経た形跡はない。そうだとすれば、デュー・プロセス違反であり、手続きに瑕疵があつたと言わざるを得ない。

## 大量の毒を投与した母親

「片親疎外」とは、「別居親に対する同居親の拒否的な態度を共有する子どもが、以前は愛情のある関係を結んでいた別居親らを、正当な理由なしに嫌悪して拒絶すること」と定義される。

この「片親疎外」は、一方の親と引き離された子どもに生じる。『離婚毒』一書の著者であるウォーシャック博士は「片親疎外」を「洗脳」と呼び、以下のように

「あらゆる洗脳の前提条件は、対象者を支援者からある程度引き離すことです。隔離を成し遂げる一般的な手段の一つは、子どもを標的にされた親と会わせないことです。要するに、別居親の愛情や关心を子どもに知らせないようにするのです。

そうすると、子どもは別居親に見捨てられたと感じ、悪口や罵詈雑言を浴びせる同居親への依存を強めてしまいます。誕生日カードや祝日の贈り物が届かないと、子どもは見捨てられたと感じ、自分を失望させた別居親に対する怒りを抱きます」

日本裁判官は、欧米の裁判官とは真逆の対応をしている。「子どもが会いたくないと言っている」と聞けば、何の検証もせずに事実認定し、それを口実に返還拒否を認めたり、ダーコーディー裁判官は離婚訴訟において以下のように判示し、母親の監護者として指定したりする。

このような裁判官の運用方法を悪

「当裁判所は、子どもが示す父親に対する根拠のない頑迷な敵対心が、母親によって耕された土壤から育つことに疑いを挟む余地はないと考える。当裁判所は、非監護親への愛情や尊敬の念を子どもに教える監護親としての義務を、母親がまったく果たしていないことを確信している。それどころか、ひどいことに、彼女は子どもの心にゆっくりと一滴ずつ毒をたらし、当裁判所の力では解毒剤を見出せないほど大量の毒を投与してきた」

欧米の裁判官は、このような行為を児童虐待とみなし、厳しい態度で臨んでいる。たとえば、米国のフェルマー裁判官は離婚訴訟において以下のように判示し、母親の監護者としての適格性を否定している。

述べる。

用し、子どもを洗脳するようけしかけるのが人権派弁護士である。

たとえば、芝池弁護士はセミナーで「子供が嫌だって言つてる場合、拒んでる場合には、返還しなくていい」という条文があるんです。子供がフランスに返還されることを望んでいことがあることを懇切丁寧に説明している。

日経新聞二〇一七年二月二十八日に掲載された記事に、「お父さんと会うのはイヤ。毎月100万円くれるなら会つてもいい」と書かれた小学校二年生の娘の書面を、別居中の妻の弁護士から送り付けられた男性の話がとりあげられている。

この男性は、二年前に誘拐される日の前日まで娘と同じ布団で寝ていたほど仲が良かつたという。典型的

な片親疎外のケースであるが、裁判官は娘との面会を求める父親に対し、「長女が拒んでるので面会は認められない」と諦めるよう促した。

これが日本の司法だ。

### 「拉致司法」と呼ばれて

この最高裁判決の第三の問題は、法に基づき取り決めた合意を反故に

したい、と主張する身勝手な母親の主張を裁判官が全面的に認めたことである。こんなことが許される国を法治国家と呼ばない。最高裁は「法の支配」を自ら放棄したのである。

この裁判について報じられているところによると、「国内実施法では子の返還を命ずる『終局決定』が確定しても、事情の変化が生じた場合は変更できる」と規定。ただ、夫婦間の調停で同様に変更できるか規定がなかった。

最高裁は「裁判所の決定と合意の効力

は同じだ」とし事情の変化により合意を見直せると判断したのだという。

たしかに、国内実施法百十七条に「子の返還決定を裁判所が確定した後に、事情の変更があると同居親が申し立てれば、終局決定を変更できる」旨の規定がある。しかしこの規定は、そもそも大きな問題を含む規定である。

裁判所に子どもの返還が命じられても、「実子誘拐」をした親がそれに従わなければ、終局したはずの決定をいつでもひっくり返すことができることになるからだ。

これでは、「実子誘拐」をした親に「裁判所の決定が出ても従うな」と言つているようななもので、実際にこの規定を悪用する事件が相次いでいる。

そもそも、ハーグ条約は迅速に子どもの返還手続きを進めることを規定しており、「事情の変更」が生じる

はずがない。この百十七条自体が条約違反のおそれが高い。

この最高裁判決がさらに問題なのは、この百十七条の規定を調停にまで「類推適用」したこと、国内実施法のどこにも書いていない規定を解釈と称し、事実上立法してしまった点である。条約違反のおそれのある国内実施法を作った挙句、その法律にすら規定していないルールを裁判所が勝手に作り、他国から誘拐された子どもを返還させないと結論を無理やり導く。これを条約違反と言わずして何と言うのか。

日本の裁判所は、諸外国から「拉致司法」と厳しく非難されているが、今回の最高裁判決は、その非難が的を射ていることを証明してしまった。しかも今回、子どもはロシアから誘拐されている。これまで、ロシアは表立つて日本の「実子誘拐」を抗

議してこなかつたが、これでロシア政府をも敵に回したと言える。

## 撃破りの母親たち

実は、最高裁がこのようなハーベスト違反の判決を出すのは初めてではない。

二〇一四年、米国から子どもを連れて来日した日本人の母親が約束に反し米国に帰国しなかつたことから、米国人の父親がハーベスト条約に基づき、子どもの返還を申し立てた。

二〇一六年、大阪高裁は条約に基づき、子どもを米国に返還するよう命ずる決定をし終局した。普通であれば、子どもが返還され一件落着だ。しかし、この母親は返還命令に従わなかつた。そこで、裁判所の執行官が子どもの返還の執行を試みたが、その母親は徹底的に抗戦し、失敗に終わった。その結果、裁判所は

「執行不能になった」として勝手に終了してしまつた。

この母親は、そのうえで例の国内実施法百十七条に基づき、「事情の変更がある」として子どもの返還拒否を裁判所に申し立てた。裁判所をここまでコケにしておきながら、その裁判所に自ら有利な判決を出すよう申し立てた行為に驚きを禁じ得ないが、さらには驚くのは、最高裁がその母親の主張を全面的に認め、子どもの返還拒否を認める判決を下したことだ。

なお、「事情変更」の具体的中身として「父親が失職し子が米国に返還されると『経済的不利益』<sup>こうも</sup>を被る」ことを挙げているが、これはおかしい。もし「経済的不利益」が「子の利益」にならないと裁判官らが本気で考えているのであれば、なぜ定職もない母親らに親権を与える判決をこれまで出してきたのか。「経済的不利益」

## ◎「実子誘拐」告発キャンペーん第4弾!

云々は、子どもを返還させないためのレトリックでしかない。

森炎元裁判官は著書『虚構の法治国家』のなかで、裁判官について「妄想としか言いようがないところまで、観念による操作を膨らませていくのですね。そうすることで有罪に到達するわけですが、逆に言えば、そうしないと有罪にできないということもあります」と述べている。この最高裁判決を見れば、森元裁判官の言わんとすることが良く分かる。

この事件は、ウォールストリートジャーナルなどにも取り上げられた。米国が日本を「ハーベク条約不遵守国」と認定する要因となつた有名なケースである。

この最高裁判決は二〇一七年十二月二十一日に出されたが、二〇一七年に新聞記事などに掲載され、話題となつた「実子誘拐」関係の裁判所

決定がこの事件のほか二件ある。

一件は、『Hanada』五月号「『実子誘拐ビジネスの闇』～人権派弁護士らのあくどい手口」で取り上げられた百日面会提案事件である。

同年一月二十六日、東京高裁は、「実子誘拐」の被害者である父親を勝訴させた一審の千葉家裁松戸支部の判決を覆し、父親を逆転敗訴させ、七月十二日、最高裁は父親の上告を不受理とした。

東京高裁は「継続性の原則」(別居した夫婦の間の子どもが、一定期間一方の親と同居し、安定した生活を送っている場合は、その現状維持が子どもの利益となるという考え方)に基づき、父親の留守を狙い「実子誘拐」を行つた母親を親権者とした。

### 司法が親子を引き裂く

もう一件は、同年九月五日に出さ

れた富山家裁の決定である。富山家裁は、米国に住み監護権を有しない日本人の母親が在米日本大使館に虚偽の申請を行い、子どもの旅券を不

正に取得し、子どもを誘拐して日本に入国したにもかかわらず、監護権を有する米国人の父親による子どもの引渡しの申立てを「子の現在の平穏な生活を奪い、意思に反する」などとして退けた。

つまり、「継続性の原則」と「子の意思の尊重」を適用したのである。さらにその裁判官は、「米国の監護権は日本の監護権とは異なるので、尊重する必要はない」旨の判断までした――。まったく何を言つてゐるか分からぬ。おそらく、裁判官自身も何を言つてゐるのか分からぬのではないか。理屈などどうでも良いのである。

今年四月の最高裁判決とこの三件

の決定から分かるのは、「裁判所は法や判決に従わず、子どもの実効的支配を続ける身勝手な親の行為を正当化する決定を出す」ということである。

ルールを守りたくない、守るくらいなら死んでやると叫び、子どもを引き渡さない身勝手な親に寄り添うのが日本の裁判所だ。

芝池弁護士は、そんな裁判所の実態をストレートに伝えている。

「私、絶対戻つたら死んでしまいますとか、自殺、自傷に及んだりする危険性が極めて高いとか、こんな場合には、お母さんは戻らなくていいという事情が、返還拒否事由として考慮されてるというのが、いまの裁判所の現実です」

なぜ、そんなことになるのか。

同志社大学法科大学院教授であり、米国弁護士でもあるジョーンズ

氏は、著書『子どもの連れ去り問題』において、「裁判所は国家機関の威儀を保ちながら如何に子の福祉を実現している体裁を整え効率よく事件を処理するかが日本の家事事件制度における課題である。とすれば子の現状を追認することが一番確実かつ簡単にできる事件処理方法となる」と述べている。つまり、裁判官にとって、現状追認が都合が良いのである。

今年四月の最高裁判決も、二〇一七年十二月の最高裁判決も、国内実

施法に基づき子どもの返還を裁判所が決定したにもかかわらず、日本人の母親が抵抗し、子どもを引き渡さないため違法状態となってしまった。

その場合、違法状態が放置されることとなる。そのような裁判官について恥ずべき状況を避けるためには「継続性の原則」などのレトリックを駆使し、現状追認をするのが一番である。しかも、現状追認をするだけであれば、子どもの引き渡しの執行手続きなどもしないで済むので、極

これでは裁判官のメンツは丸つぶれ。そこで慌てて、違法行為を働いた女性に対し、「よく見たら貴女の行為は違法ではありませんでした」と「合法」にしてしまったのだ。

## 「でっちあげ」上等の世界

上述の百日面会提案事件の高裁判決や富山家裁決定で「継続性の原則」などを適用するのも同様の理屈で、「実子誘拐」を行った親に子どもを引き渡せと決定を出しても従わない可能性が高い。

日本国内で裁判所の判決が守られなければ、「國家機関の威儀が保てず」「子の福祉を実現している体裁が整わなく」なる。

## ●「美子説揚」告発キャンペーン第4弾！

めて効率的に事務処理が進められる。

同じことは面会交流についても言える。別居後、あるいは離婚後に子どもと引き離された親は子どもと会ううと思いつい面会交流調停などを申し立てるが、仮に審判で面会交流の回数などが決定されたとしても、それを直接強制力をもつて実行させる力は裁判官には与えられていない。

『彼氏をローンで買いました』というドラマのなかで、離婚し親権を獲得した母親が父親から面会交流調停を申し立てられ、このように言っている。「調停上等よ。この国はね、先進国で唯一、共同親権じゃなく単独親権なわけ。わかる？ いくら訴えようが、私が『嫌だ』『アッカンベー』って言つたら会えないわけよ。理由なんてでつちあげればいいのよ。旦那がDVしたとか、息子が怖がつて会い

たがらないとか。会わせてなんかやるもんか。女はね、みんな女優よ。

シングルマザーで健気に生きてる。泣きの演技で同情誘えば、ボランティア気取りの調停委員なんて、ちょろいちょろいのチョロQよ』

これほど見事に実態を描いたドラマは知る限りない。

### できる裁判官の条件

では、このような女優顔負けの演技をするシングルマザーに調停委員や裁判官らが騙されているのかと言えば、それは違う。裁判官らは「騙されたフリ」をしているだけである。裁判官らは、シングルマザーに対し、元夫と子どもとの面会交流を提案しても、彼女らに「嫌だ」「アッカ

うが、片親疎外による偽りの「子の意思の表明」だろうが、そのような主張をシングルマザーがしたら騙されたフリをし、「それではお子さんをお父さんに会わせられないですね」と慈悲深く言うのが、できる調停委員、できる裁判官なのである。

そのような裁判官らの実態を象徴する事件が二〇一八年八月三十一日、国連の人権理事会に報告されている。

報告されたのは、離婚に伴うある調停事件である。その事件を担当する裁判官が、子どもと引き離され会えない父親に対して「これを受け入れれば子どもに会える」と言い、調停案を提示した。

その調停案には月に二回の面会交流が記載してあつたが、「子どもが三

七〇%以上の熱を出した場合や子どもが望まなかつた場合は面会交流を実施しない」との但し書きがあつた。この条項を取り除くよう父親は裁判官に抗議したが、裁判官は問題ないと主張したため、父親はこの調停案に同意し、離婚することとなつた。

結果、父親が恐れていた状況になつた。面会交流の日が来るたびに、この母親は但し書きを引用し、面会交流をキャンセルした。この父親は十年以上子どもと会えていない。

## 父親を騙したあくどい手口

話はこれで終わらない。上記調停案を父親に提示する前、裁判官が母親側の弁護士に頼まれて、この母親と密かに携帯電話で連絡をとり調停案を提案していたことが、離婚後、発覚した。

この母親が裁判官に対し、子ども

と父親との面会交流をさせたくないと強く言い張つたところ、裁判官は「調停案のなかに但し書き条項を入れることで、子どもを父親に会わせなくて済む」と説得を図つた。

裁判官の説明に納得した母親は、満足して調停案を受け入れたのである。つまり、この裁判官は、この但し書きが、父親と子どもとの交流機会を完全に奪うだらうことを十分に分かつたうえで、この父親を騙して調停案に同意させたのだ。

そもそも、なぜこの担当裁判官の詐欺的行為が発覚したのか。母親側の弁護士である樋口明巳が裁判所に、「この父親は『家族四人の家族団欒』などと主張しているが片腹痛い」との父親を侮辱する書面を提出した

この父親は樋口の懲戒処分を申し立て、懲戒委員会が開かれたのだ

と父親との面会交流をさせたくないと強く言い張つたところ、裁判官は官と母親とのやり取りを喋つたこと

から明るみに出た。

ちなみに、この担当裁判官は大竹明彦と言い、現在、仙台地方裁判所長の職にある。略歴を見ると、最高裁事務総局の課長を務め、判検交流で通商産業省に出向するなど、順調に出世コースを歩んでいることが分かる。

出世を望む裁判官にとって、人事評価を良くすることは至上課題。人事評価に一番響くのは「処理件数」で、そのためには効率よく事件を処理しなければならない。

当事者を騙すことも厭わない。その親子の人生がどうなろうが知ったことではないのである。（以下次号）

いけだよしこ

慶應大学文学部中退。専門誌記者を経て、フリーランスに。ヒューマニステイックな視座で、世の中の不条理や不正義を問う。